



【2024.3.20】

第 21 回 四国フットサルリーグ 2024 実施要項

1. 名 称
第 21 回 四国フットサルリーグ 2024
2. 主 催
(一社)四国サッカー協会 四国フットサル連盟
3. 主 管
四国フットサル連盟 高知県フットサル連盟 愛媛県フットサル連盟 香川県フットサル連盟 徳島県フットサル連盟
4. 日 程
2024.4～2025.1
5. 会 場
四国各県
6. 競技方法
8 チームにより 2 回総当たりのリーグ戦を行う。
7. 競技規則
大会実施年度の (公財) 日本サッカー協会フットサル競技規則による。
(競技規則の改正があった場合は実行委員会にて適用時期を決定する)
8. 試合時間
競技時間は、40 分間 (各 20 分間からなる 2 つのピリオド) のプレーイングタイムとしハーフタイムのインターバルは 10 分間 (第 1 ピリオド終了から第 2 ピリオド開始まで)、同点の場合、延長戦は行わない。
9. 参加資格
 - (1) 四国フットサル連盟に加盟するチームで、(公財) 日本サッカー協会に「フットサル 1 種」または「フットサル 2 種」の種別で加盟登録した選手登録数 8 名以上の単独のチームであること。
 - (2) チームに必ず 1 名以上の JFA 公認フットサル C 級指導者資格を有する者を登録すること。(MCM 時、コーチ証を持参すること)
 - (3) 外国籍選手は 1 チームあたり 3 人までの登録を認める。

10. 選手資格

- (1) (公財)日本サッカー協会フットサル登録手続き済ませた選手で、他のフットサルリーグ及連盟加盟の他チームと重複していないものに限る。
- (2) (公財)日本サッカー協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、「フットサル 1 種」チームは、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は、「フットサル 2 種」のみとし、「フットサル 1 種」年代の選手は適用対象外となる。
※違反のあったチームは当該チーム試合を棄権扱いとして結果は 5-0 とし、以後の処置は四国フットサルリーグ実行委員会と協議し、四国フットサル連盟で決定する。後日、違反の発見された場合も同様とする。

11. 追加・移籍

- (1) 追加登録選手は(公財)日本サッカー協会に登録を済ませなければならない。
- (2) リーグの移籍(追加・抹消)期間は4月1日～11月30日までとする。
- (3) 移籍選手は11月30日までにリーグ事務局に提出すること。
- (4) 追加登録選手・移籍登録選手は日本サッカー協会フットサル登録を済ませ選手証が発行された後、試合に出場できる。但し、11月30日以降に移籍(追加)した選手は、それ以降の試合に出場できない。
- (5) 追加登録選手、移籍選手、背番号の変更、スタッフの追加変更は出場する試合の1週間前(例:5月10日の試合に出場する場合は5月3日の24時までに申請すること。PDFにてメール送信可とする)

12. ユニフォーム規程

- (1) (公財)日本サッカー協会、ユニフォーム規程に準ずる。
- (2) フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、パンツ、ストッキング)を参加申込書に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。このとき、ユニフォーム(シャツ、パンツ、ストッキング)は、同一のメーカー、デザインに限る。
- (3) ユニフォームのうちシャツの色彩は、通常審判が着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。
※黒、紺をベースとしたシャツは認めない
- (4) 貼り番号は、原則認めない。ただし、GKの負傷退場など選手登録番号ユニフォームが無い場合に限り、救済措置として認める場合がある。
- (5) ユニフォームに広告を掲示することを希望するチームは、当該チームが所属する県サッカー協会に申請し、当該県サッカー協会及び(公財)日本サッカー協会の承認を得なければならない。

13. 懲罰

- (1) 本大会は、JFA が定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。
- (2) 本大会期間中に警告の累積が3回に及んだ選手は自動的に次の1試合は出場停止とする。
- (3) 退場処分を受けた選手は次の1試合を出場停止とし、以後の処置は(一社)四国サッカー協会規律裁定委員会と決定する。
- (4) 本大会終了時点で未消化となる出場停止処分は、当該チームが出場する直近のフットサル公式試合にて消化する。ただし、警告の累積によるものを除く

- (5) 試合開始から終了まで、JFA 公認フットサル C 級以上の指導者ライセンスを保有しているスタッフ、選手がベンチ入りしていること。厳守できなかった場合は、1 回目勝点 - 1、2 回目以降 1 試合ごとに勝点 - 3 とすることとする。※ライセンスを保有している者が試合中に退場処分となった場合、当該試合では罰則を与えない。(義務違反としない)

14. 棄権の扱い

棄権をしたチームはその試合の結果を 0 対 5 とする。

15. 勝ち点

勝 = 3 点 分 = 1 点 負け = 0 点

16. 順位

- ① 勝ち点 ② 得失点 ③ 総得点 ④ 総失点 ⑤ 当該対戦結果 ⑥ 左記、同じ場合は抽選

チーム事情により次年度、チーム解散又はリーグ参加できない場合は暫定順位として当年度の順位は 8 位とする。他のチームは順位を繰り上げとする。※次年度参加の確認

※コロナ渦等特殊な事情でリーグが全日程を消化できなかった場合は中止時点での暫定順位とする

17. 降格・昇格・

- (1) リーグ 8 位チームは自動降格。
- (2) 四国チャレンジ決定戦の 1 位チームが四国リーグに昇格。
- (3) リーグ 7 位チームとチャレンジ決定戦 2 位チームで入替戦を行い勝者が四国リーグに残留・昇格とする。
- (4) コロナ渦等、特殊な事情で四国チャレンジ決定戦または入替戦が実施できなかった場合の措置
 - ① 四国チャレンジ決定戦が実施できない場合、抽選により昇格チーム 1 チームを決定、入替戦は実施しない。
 - ② 入替戦が実施できない場合、四国リーグ 7 位チームの残留
- (5) 四国リーグの日程が消化できなかった場合
 - ① 第 13 節以上が消化できている場合はその時点の順位により降格、入替戦チームを決定
 - ② 第 13 節まで消化できなかった場合は昇降格を行わず、四国チャレンジ決定戦、入替戦も実施しない。
- (6) 上記によりがたい場合の昇降格については評議会の意見を得た上で、四国フットサル連盟理事会で決定する。

18. 地域 CL 出場権

全国地域 CL 出場権は本リーグ優勝チームが出場の義務を負う。

19. 総会

リーグ終了後、総会を行う(期日・会場は四国フットサル連盟で決定)

※次年度参加が不透明、チームが解散の場合は当年度 1 月末までに実行委員会事務局まで連絡すること。

20. 参加料及会計処理

- ① 参加料は 250,000 円とする
- ② 登録選手は(一財)日本フットサル連盟に 2,000 円を納入。

- ③ 参加チームは別途、四国フットサル連盟加入料 20,000 円を 5 月末までに納入。
- ④ 審判・MC 謝金
主審(5,000 円) 第 2 審(3,000 円) 第 3 審・タイムキーパー(2,000 円) MC(3,000 円)を支給する。
- ⑤ 会場費用は事務局が会場既定の料金を支払う。
- ⑥ 交通費は自宅から会場までの往復距離(¥/15 円)を支払う。県外からの派遣は高速料金を支払う。
- ⑦ チャレンジ決定戦の経費(会場費・審判・MC・運営スタッフ費用 3,000 円× 8 名分)を四国リーグから支払う。
- ⑧ 実行委員会事務局に事務処理費 (50,000 円) を支払う。

21. その他

- ① 競技中控え選手は必ずビブスを着用すること。
- ② ベンチに入ることのできる人数は役員 4 名(登録された役員)、選手 14 名(スターティングメンバーを含む)の 18 名以内とする。
- ③ 試合には必ずフットサル C 級指導者資格を有する者を役員としてベンチ入りさせなければならない。
※ベンチ入りできない事情がある場合、リーグ事務局に顛末書の提出
- ④ 各チームは必ずスポーツ障害保険に加入する事。
- ⑤ 試合中・練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は当該チームにおいて弁償する事。
- ⑥ 各チームはマナーを厳守する事。(会場の違反をして会場の使用禁止を場合は除名処分とすることがある)

22. 運営担当は四国フットサルリーグで決定する。

最終ゲームのオフィシャルチームは、当日の試合結果・審判報告書を、四国フットサル連盟理事長と実行委員会事務局にメール送信する事。

23. 全試合マッチコミッショナーを配置する。

試合開始 60 分前に両チームの代表 (監督)、審判員、MCM を行う。

マッチコミッショナーは試合終了後、4 8 時間以内に四国フットサル連盟理事長にメールで報告する事。

退場者が出た場合は緊急報告書・審判報告書・記録用紙をメールで報告する事。

24. 審判派遣

審判の派遣は審判委員会で決定する。

級のガイドラインは (四国協会規定) 主審 2 級以上、第 2 審 3 級以上、第 3 審 3 級以上、タイムキーパー 3 級以上とする。